

平成16年(ワ)第25016号 薬害イレッサ損害賠償請求事件

原告 近澤 昭雄 外1名

被告 国 外1名

意見陳述書

平成17年11月30日

東京地方裁判所民事第24部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 西田 穰

1 はじめに

本件被害者は、抗がん剤であるイレッサの服用により、間質性肺炎を引き起こし、その結果死亡するに至った者である。

本書面では、このような被害を受けた本件被害者及び遺族が蒙った「損害」の内容を明らかにすることを目的とするものである。

2 本訴訟の目的 - ガン患者の命の重さを問う

一人の人間の生命は、地球より重いといわれる。これは、人間の生命が何物にも代え難い、至上の価値を持つものであって、これを上回る価値を持つものは存在しないことを言いあらわすものである。人間の生命は、最高の価値を持っており、これを超える法益は存在しない。

そして、この法理は、すべて国民に等しく適用されるべきことは、憲法14条に規定する「法の下での平等」を引き合いに出すまでもなく、当然のことである。

したがって、ガン患者であれ、健康な者であれ、その生命が最大限に尊重されなければならない。ガン患者であるが故に、その生命が軽んじられるようなことは断じてあってはならないのである。

この訴訟で問われているのは、こうしたガン患者の「生命の尊厳」であり、裁判所はもとより、この訴訟に関わる全ての関係者は、ガン患者の生命の重さを真摯に受け止めなければならないのである。

3 本件の「損害」は生命侵害であること

本件被害者は、肺ガンに冒されていたものであった。しかし、同時に生への強い意志と欲求をもって生きていた。治療により完治できるかもしれないという希望をもって、生きている喜びを享受していたのである。

しかし、イレッサは、その希望どころか、その生命までをも奪った。本件被害者は、肺ガンに冒されつつも、肺ガンによってではなく、イレッサの副作用によって、生命を奪われたのである。医師の誤診や薬の作用により、肺ガンによる死を招き入れたのではなく、イレッサという薬に内在する致命的な副作用により、生命を奪われたのである。

この事案は、医師の義務違反行為と患者の死亡との間の因果関係自体は否定される医療過誤訴訟における延命利益の侵害ないし期待権侵害の事案とは全く異なる。むしろ、加害行為と死の結果に因果関係が認められるという点において、健常者に毒物を服用させる事案と本質的には何も変わらないのである。

4 本件「損害」は、著しく大きいこと

本訴訟では、イレッサによる生命侵害の事案であるが故に、被告アストラゼネカ社及び被告国に対し、死亡慰謝料の損害賠償を求めている。死亡慰謝料の算出基準については諸説あり、明確な基準があるわけではないが、少なくとも本件においては、慰謝料の算出に際し、より高額に評価されるべき要素が複数存在する。

準備書面の中では、その要素を「死亡に至るまでの肉体的・精神的苦痛が多大きであったこと」「余命を享受できなかったということの精神的苦痛が多大きであったこと」「加害者の違法行為が悪質であること」「再発防止要請」等という項目を挙げ、主張している。すなわち、イレッサの副作用により発症する間質性肺炎は、呼吸障害を引き起こし、患者に極限的な肉体的苦痛を与えたこと、患者は酸素マスクを強制され、それでもまだ息苦しくもがき苦しみ、その苦しみから解放されることないまま死に至ったこと、医薬品という形で「延命」の期待をちらつかせた上で、無惨にもその生命を奪っていったこと、被告アストラゼネカ社は、世界有数の巨大製薬会社であり、医薬品に関する極めて多数の専門家とそれを支える資金があるにもかかわらず、イレッサにより、間質性肺炎など致命的な副作用が発症することを販売開始以前の段階で認識しつつ、かかる発症を容認して安易に製造・輸入・販売を開始・継続したこと、イレッサのことを「肺ガンに特異的に発現する」EGFRに発現する分子を標的にする「分子標的薬」とい

う名称を使い、あたかも正常細胞には存在せず、肺ガンだけに存在する物質をターゲットにする抗がん剤であり、従って効果が高く安全であるという印象を強く与え、また雑誌、小冊子、プレスリリース、インターネットなどの様々な媒体を通じて「夢のような薬」「主な副作用は発疹、下痢」などの虚偽、誇大な宣伝を繰り返し、その被害を拡大させてきたこと、被告国も、薬事法上国民の生命・身体についての安全確保義務を負っているにもかかわらず、重篤な副作用、死亡例の報告を看過し、慎重な調査も行わないまま、安易にイレッサを承認し、その後も全例調査等を行うこともなく、漫然とイレッサによる致死的な副作用の発症を放置してきたことなど、これらはすべていわゆる一般不法行為に比して、本件の特殊事情として慰謝料の算定にあたり高額に認定されるべき事由に該当するというべきである。

- 5 また、イレッサを服用したため副作用に苦しんだ患者の家族が受けた損害もまた甚大である。

本件の患者らは、肺がんに罹患し、余命は長くないと宣告されていた。そのため、家族らは、深い悲しみと共にこの事実を受け入れ、患者らの余生をなんとか充実したものに、安らかな最後を迎えさせてあげたいと強く望んでいた。

このようなときに、家族らは、「副作用の少ない」「夢の新薬」であるとしてイレッサを知り、これに望みをかけた。少しでも長く生き長らわさせてあげたい、より安らかに最後を迎えさせてあげたい - イレッサは家族にとって最後の頼みの綱であった。

しかし、イレッサは上記のような宣伝文句とは正反対に、間質性肺炎という重篤な副作用を発生させ、患者を激しく苦しめ、あっという間に死に至らしめた。家族は、自らが同意ないし勧めた薬によって患者が間質性肺炎で呼吸困難に陥り、苦しみながら亡くなっていく姿を目の前にし、なすすべもなかった。

上記のような経過を経て家族をイレッサで亡くした者の苦しみはとても複雑で深い。すなわち、副作用で殺され、短い余命をさらに短くされたことに対する激しい怒り、そのため、短い間にしてあげようと思っていたことさえできなかった悲しみ、間質性肺炎により死に比肩する苦しみにもだえ苦しむ姿を目の前にして何もできなかった苦しみ、偽の宣伝を信じてイレッサを服用することに同意ないし自ら勧めてしまったことについての激しい自責の念 - 遺族の苦しみの深さは計り知れないものであり、時が経過し現在に

至っても、癒えるどころか、被告らの応訴態度によって増大するばかりである。

このように、本件原告らの負った精神的苦痛は極めて甚大であり、並大抵のことで癒されるものではない。「死亡慰謝料」として一般的評価をするのではなく、本件の特殊性が十分に考慮されるべきである。

6 まとめ

以上のとおり、本件は、被告らの不法行為により、本件被害者の生命が奪われた生命侵害の事案であり、そして、その損害についても他の生命侵害がなされたという事案に比して、極めて重く評価されてしかるべき事情が複数存在することから、慰謝料の算定にあたっても高額に評価されるべきなのである。

以 上